

特定建設作業の種類

※◎のついている方で届出ください。
 ※○数字は法又は条例の項番号です。

1 騒音関係

特定建設作業の種類	法	条例	備考
アースオーガと併用してくい打機を使用する作業	—	◎ ①	・ もんけん、圧入式くい打機を除く
くい打機又は、くい抜機を使用する作業	◎ ①	①	・ もんけん、圧入式くい打機、圧入式くい抜機を除く
くい打くい抜機を使用する作業	◎ ①	—	・ 圧入式くい打くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業	◎ ②	②	
さく岩機を使用する作業	◎ ③	③	・ 作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業を除く
空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	◎ ④	④	・ 電動機を使用するものを除く ・ 原動機の定格出力が15kW未満のものを除く
コンクリートプラントを設けて行う作業	◎ ⑤	⑤	・ モルタル製造用を除く ・ 混練容量が0.45m ³ 未満のものを除く
アスファルトプラントを設けて行う作業	◎ ⑤	⑤	・ 混練重量が200kg未満のものを除く
バックホウを使用する作業	◎ ⑥	—	・ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの ^{※1} を除く ・ 原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
トラクターショベルを使用する作業	◎ ⑦	—	・ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの ^{※1} を除く ・ 原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
ブルドーザーを使用する作業	◎ ⑧	—	・ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの ^{※1} を除く ・ 原動機の定格出力が40kW以上のものに限る
ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業（法対象となるもの以外に限る）	—	◎ ⑥	・ 工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合も含む
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	—	◎ ⑦	

※1…国土交通省指定の低騒音型（低騒音型を使用する場合は条例⑥に該当）

・ 条例のみ該当する場合、住宅その他居宅から500m以内で行う場合に届出を要する。

2 振動関係

特定建設作業の種類	法	条例	備考
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	◎ ①	①	・ もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	◎ ②	②	
舗装版破砕機を使用する作業	◎ ③	③	・ 作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業を除く
ブレーカーを使用する作業 ^{※2} （手持式のものを除く）	◎ ④	④	・ 同上

※2…騒音規制法③の「さく岩機を使用する作業」にも該当（手持式のものを含む）